

電波法関係審査基準新旧対照表

改正案	現行
<p>別紙 2(第 5 条関係)無線局の目的別審査基準</p> <p>第 3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準</p> <p>(4) インマルサット携帯移動地球局</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 工事設計等</p> <p>空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。</p> <p>(ア) インマルサット C 型</p> <p><u>16 デシベル(1 ワットを 0 デシベルとする。以下(4)において同じ。)</u></p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>インマルサット BGAN 型</u></p> <p><u>20 デシベル (空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として船舶に設置されるものにあつては、22 デシベル)</u></p>	<p>別紙 2(第 5 条関係)無線局の目的別審査基準</p> <p>第 3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準</p> <p>(4) インマルサット携帯移動地球局</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 工事設計等</p> <p>空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。</p> <p>(ア) <u>インマルサット A 型</u></p> <p><u>36 デシベル(1 ワットを 0 デシベルとする。以下同じ。)</u></p> <p>(イ) インマルサット C 型</p> <p>16 デシベル</p> <p>(ウ)～(キ) (略)</p> <p>(ク) <u>インマルサット BGAN 型</u></p> <p><u>20 デシベル</u></p>

(5)~(10) (略)

2・3 (略)

(5)~(10) (略)

2・3 (略)